

3-3. 計量検定所伝達事項

(H17.6.3 千葉県環境計量協会合同委員会)

千葉県計量検定所 指導課

平成 16 年度 環境計量証明事業者立入検査の結果について

1. 実施期間及び実施事業所数
 - (1) 実施期間 平成 17 年 2 月 16 日～平成 17 年 3 月 14 日 (延べ 8 日間)
 - (2) 実施事業所数 16 事業所

2. 立入検査指摘事項内訳 (※カッコ内の数字は該当事業所数)
 - (1) 指導票を交付し指導
 - サンプルング方法に重大な不備。(1)
 - 計量証明対象外物質を対象外である旨の記載なく証明書を発行。(1)
※大腸菌群数等を計量証明書に他の対象物質と一緒に記載せざるを得ない場合は「○○ (※印) は計量法第 107 条の計量証明対象外です」と明確にすること。
 - 計量証明書の保存が不十分。押印後の写しが保管されていない。(1)
 - 事業規程の記載事項が不十分。(1)
 - 事業規程・細則に制定日、変更日の記載されていない。(1)
 - レベルレコーダーの検査有効期限切れ。(1)

 - (2) 口頭による指導
 - ①設備に関すること
 - 設備台帳の記載事項が不十分。(7)
※一機種・一様式で作成すること。製造番号、製造年月、検定・証明検査・重要な点検等の記録 (外部に依頼した点検記録と一緒に保管) の漏れ。所有・賃借が混在する場合はその区分も記載。
 - 設備一覧表で所有と賃借の区分が書面で明確に残されていない。(1)
 - ②計量証明書の発行に関すること
 - サンプルング計画書の記載事項 (持ち出し器具、ボトル名、方法) が不十分。(3)
 - サンプルング計画書、記録が事業所で保存されていない。(1)
 - サンプルング地点を明確に特定できるよう (写真、図面、緯度経度等が) 記録されていない。(9)
 - (音圧・振動) 機器構成図が具体的に記載されていない。(2)
 - 試料の保存方法・時間が明記されていない。(2)
 - 分析開始・終了時間の記録を時系列で管理できるよう残されていない。(1)

3.2 検定所伝達.doc

- 検量線の作成が4点未満であった。(1)
 - 測定回数が1回であった。(1)
※原則は2回以上。JISで回数が定められているものはそれに従う。同一箇所
で証明実績が多いものは細則で定めた上で回数を減じることが可能。
 - 証明書への転記の際にチェックした記録が残されていない。(1)
 - 計量の対象及び計量の方法が公定法またはJISで定められている名称で記載
されていない。(1)
 - (音圧・振動)計量証明書に測定者名が記載されていない。(1)
- ③組織等に関すること
- 計量管理者の責務が未記載。(1)
 - 細則で組織・役割分担が明確になっていない。担当者名簿が作成されていない。
(3)
 - 事業規程改正に伴う決裁区分が明確にされていない。(1)
 - 細則の整備が不十分である。(1)

平成17年度 環境計量証明検査の結果について

1. 実施期間

平成17年4月13日～平成17年4月15日(延べ3日間)

2. 検査結果

種 類	検 査 事業所数	検査器数	不合格数
ガラス電極式水素イオン 濃度指示計(pH計)	54	69	1
精密騒音計	14	56	1
普通騒音計	18	48	1
合 計	86(63)	173	3

※検査事業所数の()内の数字は受検者数